

地域密着型通所介護・介護予防通所サービス

デイサービスゆずっこ高西 利用契約書



甲 _____ を甲とし、乙 株式会社ハートランドを乙とし、乙が甲に対して行う地域密着型通所介護・介護予防通所サービス(以下、「指定サービス」という。)について、次の通り契約します。

(サービスの目的及び内容)

第1条 乙は、介護保険法等の関係法令及びこの契約書に従い、甲に対して可能な限り居宅においてその有する能力に応じて自立した生活を営むことができるよう、次の介護給付の対象となるサービスを提供します。また、甲は、乙に対し、その指定サービスに対する料金を支払います。

地域密着型通所介護、介護保険法に基づく第1号通所事業(介護予防通所サービス)

2. サービス内容の詳細は、重要事項に記載のとおりです。提供するサービスの種類又は内容を変更する場合には、付属の「契約変更・更新合意欄」に必要事項を記載し、署名するとともに、変更内容に係る別紙を追加して添付します。

(契約期間)

- 第2条 この契約の期間は、契約締結日から甲の要介護認定の有効期間終了日までとします。但し、上記の契約期間の満了日前に、甲が要介護状態区分の変更の認定を受け、要介護認定の有効期間の満了日が更新された場合には、変更後の要介護認定の有効期間の満了日までとします。
2. 契約満了の7日前までに、甲から乙に対して、文書による契約終了の申し出がない場合、契約は自動更新されるものとします。
 3. 本契約が自動更新された場合、更新後の契約期間は、更新前の契約期間の満了日の翌日から更新後の要介護認定の有効期間の満了日までとします。

(甲からの解約)

- 第3条 甲及び甲の家族は、乙に対し、利用中止の意思表示をすることにより、甲の居宅サービス計画にかかわらず、契約に基づく地域密着型通所介護・介護予防通所サービス(以下「介護サービス」という。)の利用を解除・終了することができます。
2. この場合、甲及び甲の家族は、速やかに乙及び甲の居宅サービス計画作成者に連絡するものとします。但し、甲が正当な理由なく、介護サービスの実施時間中に利用中止を申し出た場合については、原則、基本料金及びその他ご利用いただいた費用を乙に支払うものとする。

(乙からの解除)

第4条 乙は、甲及び甲の家族に対し、次に掲げる場合には、契約に基づく介護サービスの利用を解除・終了することができます。

2. 甲が要介護認定において自立と認定された場合
3. 甲及び甲の家族が、契約に定める利用料金を3か月分以上滞納しその支払いを督促したにもかかわらず1か月間以内に支払われない場合
4. 甲の病状、心身状態等が著しく悪化し、乙での適切な介護サービスの提供を超えると判断された場合
5. 甲又は甲の家族等の著しい不信行為又は反社会的行為を行ったことにより、この契約を継続することが困難となった場合
6. 天災、災害、施設・設備の故障、その他やむを得ない理由により利用させることができない場合

(利用料金)

第5条 甲又は甲の家族は、連帯して、乙に対し、契約に基づく介護サービスの対価として、別紙の料金をもとに計算された月ごとの合計額及び甲が個別に利用したサービスの提供に伴い必要となる額の合計額を支払う義務があります。

2. 甲又は甲の家族は、期日に支払うものとします。なお、支払いの方法は別途話し合いの上、双方合意した方法によります。
3. 乙は、甲又は甲の家族から、利用料金の支払いを受けたときは、甲又は甲の家族が指定する送付先に対して、領収書を送付します。
4. 振込手数料は、甲の負担とする。

(連帯保証人)

第6条 連帯保証人は、乙との合意により甲と連帯して、本契約から生じる甲の金銭債務を履行する責任を負うものとします。

2. 連帯保証人は、甲又は甲の家族と連帯して50万円を限度に保証債務を負います。
3. 連帯保証人の請求があったときは、乙は、連帯保証人に対して遅滞なく月払い利用料の支払い状況や滞納金の額・損害賠償の額等、甲の全ての債務の額等に関する情報を提供しなければなりません。

(サービス提供の記録等)

第7条 乙は、甲の介護サービスの提供に関する記録を作成し、その記録を利用終了後2年間は保管します。

2. 乙は、甲が前項の記録の閲覧を求めた場合には、原則として、これに応じます。但し、家族その他の者(甲の代理人を含みます)に対しては、甲の承諾その他必要と認められる場合に限り、これに応じます。

(身体拘束等)

第8条 乙は、原則として甲に対し身体拘束を行いません。但し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合は、甲又は甲の家族に同意を受けた時のみ、その条件と期間内にて身体拘束その他甲の行動を制限する行為を行うことができるものとする。

2. 乙は、やむを得ず前項の身体拘束を行う場合には、その様態及びその時間、その際の甲の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など事項を記録することとする。

（秘密保持）

第9条 乙は、業務上知り得た甲及びその家族に関する秘密及び個人情報については、甲又は第三者の生命、身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合を除いて、契約中及び契約終了後、第三者に漏らすことはありません。

2. あらかじめ文書により甲の同意を得た場合は、前項の規定にかかわらず、一定の条件の下で個人情報を利用できるものとします。

（損害賠償）

第10条 乙は、甲に対する介護サービスの提供に当たって、万一事故が発生し、甲の生命・身体・財産に損害が発生した場合は、不可抗力による場合を除き、速やかに甲に対して損害を賠償します。但し、甲に重過失がある場合は、賠償額を減ずることができます。

2. 乙は、万が一の事故発生に供えてあいおいニッセイ同和損保の保険に加入しています。
3. 甲又は甲の家族等の故意、重過失により居室または備品につき通常の保守・管理の程度を超える補修等が必要となった場合には、その費用は甲が負担します。

（苦情対応）

第11条 甲は提供されたサービスに苦情がある場合には、乙、介護支援専門員、市町又は、国民健康保険団体連合会に対して、いつでも苦情を申し立てることができます。

2. 乙は、苦情対応の窓口責任者及びその連絡先を明らかにするとともに、苦情の申立て又は相談があった場合は、迅速かつ誠実に対応します。
3. 乙は、甲が苦情申立て等を行ったことを理由として何らかの不利益な取扱いをすることはありません。

（電磁的対応）

第12条 甲等への説明・同意について、電磁的な対応として、タブレット端末を用いた方法で署名を行う。電子署名が何らかの理由で困難な場合は、書面での対応に代えさせていただきます。

（契約外条項等）

第13条 この契約及び介護保険法等の関係法令で定められていない事項については、関係法令の趣旨を尊重して、甲と乙の協議により定めます。

2. この契約書は、介護保険法に基づくサービスを対象としたもので、甲がそれ以外のサービスを希望する場合には、別途契約するものとします。

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、甲、乙が署名の上、1通ずつ保有するものとします。なお、乙は電子媒体での保有と致します。

令和 年 月 日

契約者氏名

事業所

<事業所名> デイサービスゆずっこ高西

<住 所> 福山市高西町三丁目7番22号

事業者(乙)

<事業者名> 株式会社 ハートランド

<住 所> 尾道市美ノ郷町三成912番地1

<代表者名> 代表取締役 川原 奨二

利用者(甲)

<住 所>

<氏 名>

(連帯保証人) 連帯保証の極度額 50万円

<住 所>

<氏 名>

続柄()